

国立大学法人大分大学競争参加資格等審査委員会細則

平成21年4月1日制定

(設置)

第1条 国立大学法人大分大学に、施設整備事業を公正かつ厳正に実施するために必要な事項を審議することを目的として、国立大学法人大分大学競争参加資格等審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 一般競争入札における競争参加資格の決定等基本的な事項
- (2) 一般競争入札における競争参加希望者の競争参加資格の有無に関する事項
- (3) 指名競争入札における競争参加者の選定に関する事項
- (4) 随意契約によろうとする場合における見積依頼の相手方の選定に関する事項
- (5) 前各号に掲げる事項に関連するその他の事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 財務部長
- (2) 施設企画課長
- (3) 施設管理課長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、財務部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する者がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が必要と認めたときに開催する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、財務部施設企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この細則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則 (平成21年細則第10号)

- 1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人大分大学競争参加資格等審査委員会要項（平成16年4月1日制定）は、廃止する。